

保護者 様

県立八海高等学校長

出席停止について（通知）

ご報告いただいた疾病は、学校保健安全法により、他の生徒への感染を防ぐため出席停止となります。登校する際には医師の証明が必要です。下記の「登校許可証」を医師より記入していただき、登校時に担任に提出くださいますようお願いいたします。なお、この期間は欠席扱いになりません。

【主な感染症と出席停止の基準（学校保健安全法施行規則第19条）】

第 2 種 感 染 症	① 百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	② 麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	③ 流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	④ 風疹	発しんが消失するまで
	⑤ 水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	⑥ 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	⑦ 結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	⑧ 流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	⑨ その他の感染症 感染性胃腸炎、溶連菌感染症 マイコプラズマ感染症 他	

※出席停止の基準は上記の通りですが、登校については主治医と相談の上、登校させてください。

主治医 様

お手数をおかけしますが、下記の必要事項をご記入くださいますようお願いいたします。

登 校 許 可 証

県立八海高等学校長 様

年 組

下記の疾病について、感染症予防上支障がないので登校しても差し支えありません。

1 疾病名 ()

2 診断月日 月 日

3 出席停止期間 月 日 から 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名